

令和7年度 千曲市総合教育会議 議事録(要約)

1. 日 時

令和7年7月 30 日(水) 午前 11 時から午後 0 時

2. 場 所

千曲市役所 応接会議室

3. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 会議事項
- (4) 閉会

4. 議 題

- (1) 「ポリネコ!CHIKUMA」を活用した「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みと今後の展開について
- (2) 「こども家庭センター」開設後の取組みについて
- (3) その他(報告) 第二次千曲市教育振興基本計画に掲げた取組みについて

5. 出席者

市長 小川 修一
教育長 小松 信美
教育長職務代理者 中村 洋一
教育委員 新海 敦子
教育委員 吉味 淳
教育委員 若林 直美
こども・教育部長 吉池 光裕
教育総務課長 小林 永典
教育総務課学校教育係長 宮澤 久美
こども未来担当部長兼こども未来課長 山崎 陽子
こども未来課こども家庭相談係長 赤澤 理子
秘書広報課主幹兼行政マネジメント係長 鎌田 俊一
企画政策部長 栗原 力
総合政策課長 木内 史絵
総合政策課主幹兼政策推進係長 牧野 高敏
総合政策課 宮原 健太

6. 議事

1. 開会（進行：栗原企画政策部長）

2. 市長あいさつ

（小川市長）

令和7年度の千曲市総合教育会議の開催ということで、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃から教育委員の皆様には、教育行政にあらゆる面からご意見いただきながら、ご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

まず、今年度から教育委員会そして市長部局の組織機構の見直しがありまして、今年度から教育委員会に属する教育部の名称が、こども教育部に変更となりました。

「こどもまんなか宣言」を受けまして、全てのこどもが幸せに暮らせる千曲市ということで、この実現に向け、こどもに関する組織を一つにしまして、出生から義務教育までの連携を強化するために行ったものであります。

こども1人1人を大切にしまして今まで以上に子育て支援の推進と教育環境の充実そして人材の育成に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

さて本日の教育会議の議題、3点でございます。

まず1点目「ポリネコ!CHIKUMAを活用しましたこどもまんなか社会の実現に向けた取組みと今後の展開」についてであります。

これまで市内の中学校におきまして、ポリネコ!CHIKUMAを活用しながらこども基本法について学びながら、自分たちの思いや考えなどを先生や市に届けるよう展開をしてきました。

本日は、これまでの取組みと成果、そして今後の展開について意見交換ができればと考えております。

2点目ですが、「こども家庭センター開設後の取組みについて」でございます。

令和5年度にこどもに関する相談窓口の一体型支援体制を構築させることを目指して設置したものでありますが、これまでの開設状況や課題等につきまして、意見交換できればと考えております。

そして最後3点目ですが、「第2次千曲市教育振興基本計画に掲げた取組みについて」でございます。

本計画は、平成31年度から令和10年度の10年間の千曲市総合計画における教育分野の個別計画となっておりますが、令和5年3月に定めた教育大綱を基本理念としております。

本日はその基本目標1の1の教育に掲げた指標の進捗状況について共有できればと考えております。

以上議題3点でございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に際しての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 会議事項（進行：小川市長）

(1)「ポリネコ!CHIKUMA」を活用した「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みと今後の展開について

資料に基づき説明（鎌田秘書広報課主幹兼行政マネジメント係長）

ポリネコの概要について

ポリネコは、スマホ、タブレットやパソコンから参加登録をして利用する千曲市独自のウェブサイトです。参加登録をした方は、テーマごとの設問に答えながら「学ぶ」ことができ、同時に自分の考えを直接行政に届けることができます。

ポリネコに参加することで、誰でも、いつでも気軽に、事実やデータに基づく意思表示ができ、政策形成プロセスに参加できるようになります。

また、同時に、市民の皆さんがどのような現状把握をしているか、どこに誤解や先入観があるかが可視化されることで、コミュニケーションの改善をより確実に進めるようになります。

ポリネコ5つのステップですが、ポリネコを活用した「住民参加型のまちづくりを実現する」ため5つのステップがあります。

「知る・学ぶ・考える」、「意思表示する」、「俯瞰する」、「つながる」、「声を送る/行動する」のサイクルにより、市民の皆さんと市役所と一緒に課題を考え、地域の最適な解決策を見出していきます。

市政等について学ぶ機会の提供を行い、市民が自身の意見や提案を市に届け、市の考えを市民に伝えていく「双方向の仕組み」であり、「住民参加型のまちづくり」を実現していくための取組みとなっています。

ポリネコでできることについて

- 地域課題などの設問を解きながら、理解や意識を深めることができる
- 理解を深めた状態で自分の意見や提案を直接伝えることができる
- 地域課題などへの対応について、自分がどう考えるか「考えタイプ」判断が確認でき、他の回答者の傾向も知ることができる
- 設問への回答により地域課題等に対する市の取組を充実させることができる
- その他、一般的な意識調査アンケート等を行うことができます。

これまでの取組みについて

令和4年度から国の「デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ」を活用してシステム構築を進めてきました。

令和5年度には、消防団員の方を対象に「消防団活動」をテーマに設問を行い、団員からの声を反映した「消防団改善計画」が策定され、活動の見直しにつながりました。

令和6年度は、子育て中の世代や市民意識調査に対する意見等を聞くなど、市政等に関する情報の共有や意見等を聞く取組みを行いました。

また、千曲市では「こどもまんなか」宣言を行っておりますので、「こどもの権利の尊重」、「こどもや若者の意見を表明する場の確保」を具現化するために、「こども基本法」に関する設問を設定し、市内3

中学校での展開を進めました。

続いて、屋代中学校における取組みとして、屋代中学校では令和5年度より先行して取り組んできており、「こども基本法」を学ぶとともに、ポリネコを活用して出てきた声（意見や要望等）について、令和6年度にはワークショップを行い3つの提案としてまとめました。

そして、先月の6月18日には3つの提案について、生徒3名が市役所を訪問し、市長、教育長への提案と、提案に関する意見交換を行いました。市ではこの提案について、しっかりと受け止め学校と連携しながら対応していくことを伝えましたが、こどもが声をあげる機会のモデルとなればと考えております。

本日、お渡ししましたには資料1には「こどもまんなか社会」の実現に向けた中学校における取組みについて、資料2には屋代中学校における取組みについて、提案内容や意見交換の概要など、詳しく記載されておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

続いて、市内4中学校での展開についてですが、今年度の取組みとなります。年度当初に市内4中学校を訪問し、校長先生に説明をしたうえで、準備を進めております。今後、全生徒を対象として仮IDを配布し、GIGA端末を活用してポリネコが利用できる環境を構築後、設問の提供等により展開していく予定です。

これまでの取組みを振り返って

これまで市内3中学校での展開をしてきた中で、「成果」としましては、先ほどご説明しましたが、生徒の声が市長、教育長への提案につながったこと、市内全中学校でポリネコの活用ができる環境の整備が進んでいることがあります。

また、「課題」として見えてきた部分は、まだまだ学校により活用に差があることや「こども基本法」や市が重点的に取り組んでいこうとしている「こどもまんなか宣言」の認識が共有されていないと感じられたことです。

今後の取組のポイントについて

中学校において、生徒を対象に展開していくことに加え、先生や保護者へも「こども基本法」の設問を提供していきたいと考えております。

そして、中学校への展開を通して、こどもの最善の利益につながる教育環境の推進や、生徒が地域課題への関心を高め、課題解決に取り組む主権者教育の充実につなげていきたいと考えております。

信濃毎日新聞記事について

昨日の信濃毎日新聞に、県が子どもの声を政策に活かそうと「こどもモニター」を募集しているという記事が掲載されておりました。インターネット上で、「学校での意見表明や決まり事、行事など」についてアンケートを実施するとのことでしたが、このような取組みが市内の全中学校で展開できる環境が整いつつあると考えております。

最後になりますが、8月の市報の記事に一般の市民向けに「ポリネコ!CHIKUMAで防災は学ぼう」と題して、千曲市の防災に関する設問を準備しております。

千曲市の防災について学ぶとともに防災に関する意見などを市に挙げていただきたいと思っておりますので、教育委員の皆様にもぜひご回答いただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

いたします。

質疑応答

(中村委員)

私も関心があって登録してみました。登録してみた感想ですけども、まずセキュリティの対応策はどうなっているかっていうことにちょっと心配になりました。例えば、私は名前を入れていろいろ回答して、正直に答えたつもりですけど、なりすましが簡単にできる。セキュリティが甘いんじゃないかな。複数登録できてしまいますので、Google か何かでアドレスを登録してあれば、永遠にできるので匿名性の高い、プロみたいな形になってですね、荒らし回ることもできるのかなっていう感想を持ちました。

その点の対応策について伺いたいのと、それからそれぞれ声を上げると回答をいただけるのですが、多分いろいろ検討されて、(担当)部署で答えられることと、検討することですよとなっていますが、こもやっぱりちょっと危険なところがあって、一旦答えてしまうとそれは公式見解なのか、そうじゃないのかっていうことで慎重な対応が必要になること。それと「あまり答えられません。後回しです。」となっていくと、また、「対応しない」となると「意見を出したってどうせ聞いてくれない」みたいなことになるのではないかということが心配です。

それから中学生の場合セキュリティはアドレス管理できるのでいいと思うが、中学生に対する答えに対して、やっぱりあの先生方からはちょっと誤解を生じるような回答があったように思いました。校則については先生が決めるのではなくて、学校全体で生徒たちも含めて決めるので、「学校が決めてるって先生の見解は間違いです」という表現をされていたんですね。そうすると学校の先生の中に「俺たち間違っているって言われちゃったんか」というところですね、ちょっと心配だったので、ちょっとした言葉遣いで荒れてしまうというのは、脆弱性というか危険性があるので、今後の課題だと思うので、対応をお願いできればと思い3点発言させていただきました。

(鎌田秘書広報課主幹兼行政マネジメント係長)

まずセキュリティの対策の関係ということですが、なりすましの問題については確かにメールのアドレスから登録ができるので、そういったことになる。1人で何個もできるということは可能かなと思いますけれども、こちら運用の中ではどなたがということは、特に把握をしているわけではなくて市のやっていることとか、取組む課題、地域の課題などを知ってもらいたいってところが一番のポリネコの取組みですので、いろんな意見の中で本当に荒らすような意見については、特に相手にしていかないという対応になると思います。正直なところ1人で何個も登録できるということは事実です。

あと回答の内容につきましては、声が上がってきたら、私の方で集約して、市行政の関係、それぞれの(担当)部署がありますので、そこに照会をかけ、内部では部長までの決裁を取り、集約後理事者までの決裁を取り、外に公開するものですので、内容については責任を持って答えられるような状態で行っております。

中学生の先ほどの表現が間違いですということについては、確かに注意をしていかなければいけない部分だなと感じますので、今後気をつけていきたいと思っています。以上です。

(小川市長)

私もちょっと関わっているので補足させていただくと、公式見解かどうかっていうことであれば決裁をしていますので、公式見解と考えてもらって構わないです。また、全てのご意見が 100%応えられるという内容ではないので、どうしても内容的には消極的に受け止められてしまうこともありますけれども、それは性質上どうしても致し方ないということでご理解をお願いしたいと思います。

言葉遣い表現などに注意をするということは当然のことでありまして、ただなるべく発言の趣旨は損なわないようにしなければいけないので、子どもたちが何を考えているかということも含めて、原文ままとか何かそのような併記をすることで対応できると思っています。むしろ先生方とその子どもたちの認識に違いがあるとしたら、おそらく学校の中でしっかり先生に協力してもらいたいなと思っておりまして、そのあたりはこちらも気をつけて改ざんみたいなことはしません、「原文のまま」と記載できればと思っています。以上です。

(新海委員)

1989年に子どもの権利条約が批准されて30年以上もこういった子どもの権利について、いわばほったらかしの状態できたのが日本の現状だと思います。その中でこども基本法ができ、市でも「こどもまんなか」宣言をさせていただいて、こうやって今回屋代中の生徒さんが、市長、教育長さんのところへ自分たちの意見を届けにポリネコを通して届けに来たという、こういう流れは非常に良かったなと思っています。屋代中の生徒さんも多分初めてのことで、とてもあの意見を読んでみると、初々しいなど感じる部分もあるんですけども、やはりこういうことの積み重ねで、「大人に伝えても今までは無駄だと思っていた。」とか、一つ一つ解決に向かっていくんだという、子どもたちにとっての喜びを重ねていくことが、とても大事だなと思い大切なシステムを作っていただいたことに改めて感謝申し上げます。

やはりこういうことをやっているときに、こども基本法で「子どもの声を聞かねばならぬ」というようなことがうたわれているので、どうしてもやらなきゃならないという大人側の思いだけが先行してしまうことも多々あると思いますが、形だけにならないように日常生活の中で先ほど鎌田さんもおっしゃっていましたけれども、まだ一般の市民、それから学校の先生方もそうですし、こども基本法や子どもの権利条約について正しく伝わってない部分が多々あるように感じています。ぜひそういったことへの啓発というか、アナウンスもどんなふうにしていけばいいのかということも並行で考えていただければ、このポリネコのシステムも子どもたちの意見集約ができていくのではないかと思います。

すみません長くなりますが、意見を言う力のある子どもたちと、それからその力を持ち合わせてない子どもたちがいます。その後者のほうの子どもたちの声をどうやって聞き取っていくかということが、今学校現場や家庭の中に求められているような気がします。その辺のところもあわせて考えていくべきかなと思っています。

資料の中につけていただいた名古屋の間宮静香さん、弁護士の間宮さんのインタビュー記事がつけられていましたが、私もあの間宮さんは割と大好きで、いろんなことを言っているんですがこういう資料をつけてくださったってこと本当に嬉しくて、この資料を本当に初めから読んでいただくと、なぜ子どもの権利なのか、なぜこども基本法なのかということがよくわかります。この基本にいつも立ち返りながら、私も1人の大人として育てていきたいなということを今回改めてあの感じました。長くなりましたけれどもいろいろまたお世話になりますよろしく願いいたします。

(鎌田秘書広報課主幹兼行政マネジメント係長)

貴重なご意見ありがとうございました。今ご意見をいただいた中で、なんでも意見を言うことができる子どもも、意見もなかなか言うことができない子どもがいるというところで、特にポリネコで力を入れているところが、なかなか面と向かって自分の意見を言えない子たちが意見を言えるような機会を提供していくところです。一番このシステムが得意としているところだと思いますので、そういった今いただいた意見を忘れずに進めていきたいと思っております。

大人の方の認識のことについては、できればPTAの関係とか、そういったところにもうまく展開していきたいということを今考えているところですが、学校の方との連携ができないと、なかなか進めていくことができない。今ポリネコではもともと基本法の関係の設問がいつも上がっている状況ですので、一般市民の方に、子ども基本法について学んでもらいたいと思っておりますので、またそちらも見ていただければと思います。ありがとうございました。

(2)「子ども家庭センター」開設後の取組みについて

資料に基づき説明(山崎子ども未来担当部長兼子ども未来課長)

子ども家庭センターの目的について

子ども家庭センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の実現のために、子育て家庭からの相談に応じるとともに、子育て家庭への支援を包括的に実施し母子保健と児童福祉の両方の機能を持つ機関として、児童福祉法の一部を改正する法律により位置づけられ、設置が市町村の努力義務とされました。

この背景には、全国的に児童虐待の増加など子育てに困難を抱えている世帯がこれまで以上に顕在化していること、また児童虐待の痛ましい事件が後を絶たないことなどの状況があります。

当市においては、令和6年4月1日に子ども家庭センターを開設し、子ども未来課と保健センターに相談窓口を設置しております。

保健センター、子ども未来課のどちらでも子育て家庭が足を運びやすい場所で相談ができるような体制をとっています。

保健センターは、子育て家庭全てを対象とする母子保健事業を行っていることから、ポピュレーションアプローチの役割を持ち、子ども未来課は、虐待リスクなどの高い家庭へのハイリスクアプローチの役割を持ち、子どもの安全や安心できる生活の見守りや相談を行いながら、必要なサービスの利用に繋げる支援を行っております。

業務の概要について

大きく四つあり、家庭の状況や実情の把握、また家庭への支援、虐待通告への対応や、発生予防に向けた対応、子育てに対するサポート会議の開催や、サポートプランの作成です。

子育てサポート会議は、その中でも真ん中に位置付けてございますが、月一、二回、支援の必要な新規の妊産婦の情報を共有し、また支援を継続している家庭への状況の確認や支援方針について協議をしております。

特に妊娠期からの情報を得ることが多いので特定妊婦の支援に力を入れております。特定妊婦というのは、児童福祉法にも規定されている出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦で、若年や精神科の受診や予期しない妊娠、生活困窮やDVなどのリスクがあり、出産後の養育の困難さが見込まれる妊婦のことを言います。

妊娠届の受理後、母子手帳の交付時の面接で1人1人の状況を把握したときの情報から、出産後の養育について特に支援を行うことが必要と判断した妊婦を、千曲市は特定妊婦と位置づけ、支援しております。

そして妊婦へのサポートプランの作成、それから必要時に児童相談所や医療機関とも連携をとりながら、安心安全な出産に向けた支援とこどもの健やかな成長や安心安全な生活のための支援を行っております。

要支援児童および要保護児童とその保護者並びに特定妊婦への支援業務について

誰ひとり取り残すことなく、全てのこどもが適切な養育を受け、成長・発達・自立へ向かう支援を子育て世帯の孤立および児童虐待を防ぐ支援に取り組んでおります。

要保護児童というのは、保護者がいない、または保護者による監護が不適切と判断されて、直ちに保護が必要な児童のことを指しています。

要支援児童は、要保護児童ほどの緊急性の高い状況ではありませんが、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のことを言います。

こども家庭センターの支援業務として先ほどもお話ししましたが、こども家庭相談、虐待対応、サポートプランの作成、児童虐待の通告に対応し、児童の所属先や関係機関、児童相談所と連携を密にとっておりますが、虐待通告は、全国的に受けてから48時間以内にこどもの安全確認を行うルールもございますので、特に保育園や学校など、こどもの所属機関に通告があった際には出席確認を行ったり、自宅訪問するなどの対応をとっているところです。

令和6年度児童相談の件数について

令和6年の相談者対応件数は5903件です。

この数は、相談の内容や種別ごとに1件とカウントした延べ数となっておりますので、重複しての件数となっておりますことをご承知ください。

相談をしたケースの実人員数は545名です。内容で一番多いのは養育相談で5698件で、虐待や養育困難に関する相談、ひとり親の家庭や家庭内のこどもとの関わりに関する相談、生活困窮に関する相談なども含まれております。

相談に対しては、母親の訴えや家庭に寄り添う相談を第一に置き、必要なサービスに繋げることができるよう支援をしているところです。

要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割について

要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割も、こども家庭センターが担っております。要保護児童対策地域協議会は虐待を受けているこどもなど、支援の対象児童の早期発見や適正な保護を図るために法律に位置付けられており、守秘義務がございます。

またこども家庭センターでは、この協議会の調整機関として役割を持ち、児童や家庭を取り巻く関係機関が情報を共有し、連携を取り合い、それぞれの役割に応じた支援ができるように、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等を開催しております。

合同ケース会議(こそだてサポート会議)について

月2回、一、二回こども家庭センターにおいて、サポート会議を開催しております。センターの担当者と、子育て支援センターの所長なども出席し、個々のケースについての情報共有を図りながら、支援方針の確認や見直しなどを行っております。

子育てに困難を抱える子育て家庭の支援として実施している事業について

子育ての短期支援事業のショートステイ事業、トワイライトステイ事業、子育て世帯訪問支援事業は、家庭支援事業として、児童福祉法に規定されている事業です。

特にショートステイ事業、トワイライトステイ事業は、保護者の疾患や病気、そして体調不良や育児疲れ等の理由において、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設でこどもを預かる事業です。育児疲れに対応する母親のレスパイトケア支援としても、今では欠かせないものとなっております。

子育て世帯訪問支援事業は、子育てに不安や孤立感を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事育児の支援を行う事業です。この事業は、令和7年1月に開始したばかりの事業となっております。

産前産後ヘルパー事業は、育児不安や心身の不調により家事育児が困難となった妊産婦にヘルパーを派遣し、家事支援を行っております。市独自の事業でございます。

令和6年度は、各事業の利用登録者が前年度の2倍となっております。

事業開始からある程度時間が経過し、事業が認識されてきたこともあるかと思いますが、こども家庭センターの設置により支援を必要とする家庭へターゲットを絞った支援利用勧奨ができたことが要因と捉えております。

子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や共働き世帯の増加など、家族構成の変化や地域の繋がり希薄化などにより、親族や友人、知り合いの支援を受けにくい環境となっております。孤立感や不安を抱えながら子育てを行っている家庭が多くなっています。

こども家庭センターでは、養育環境が深刻な状況になる前から、こどもの健康や育ちを支える支援を継続して、妊娠期から切れ目なく、家庭に寄り添う支援を行っていきたいと考えております。今後もこども家庭センターを通して子育て家庭への支援を行っていきたいと考えております。

質疑応答

(吉味教育委員)

令和6年度児童相談の件数のお尋ねしたいんですけども、育成相談の中に不登校相談がありますが、これ全部合わせて育成相談が41件となっております。率直に思うのはちょっと少なめかなと思います。その中でこの不登校相談とか、これはもちろん学校とは共有しているのでしょうか？

(赤澤こども未来課こども家庭相談係長)

不登校相談というのも育成相談の中には含まれていますが、こちらのこども家庭センターの係において育成相談の中身を振り分けるとすると41件ということで、また学校の方も不登校相談受けていると思いますが、そちらを全て把握した数ではなくこちらの相談を受けた内容の内訳を分けるとこのような数になります。

(吉味教育委員)

不登校相談に限ってお尋ねしますが、どの辺を落としどころとして、相談にのっているのかっていうのについて知りたいんですけども。

(山崎こども未来担当部長兼こども未来課長)

こども家庭センターにおいて直接不登校の相談を受けるというよりは、不登校、学校に行かないお子さんの困り事として、お母様からお話を伺っているという相談が主でございます。

学校に行かないお子さんがどこか行く先があるのかという相談よりは、そのお母さんの困り事、また学校や先生や、支援の学級との先生とのやり取りの中での困り事や、お母さんの困っていることなどをお聞きしている相談の件数ということでご理解をいただけたらと思います。

(吉味教育委員)

ということは相談いただいて、各部署の方でサポートしているという形ですね。

(山崎こども未来担当部長兼こども未来課長)

はい。

(新海教育委員)

私個人的なことで申し上げますと、教育相談室から外出した当時ですね今から15年以上も前の話になりますけれども、なかなか市の行政の中でこういうことを相談している場で共有ができなくて、どうしても個人情報保護のことがクローズアップされてきていて、なかなか情報をいただけなかったり、共有ができなかったりということがたくさんありました。

その中で何年かかけて昨年度こども家庭センターが開設されたことで、こうして市で相談支援に関わっている部署がこんなふうに相談を促し、情報共有しているんだという流れができてきたことを本当に嬉しく思っています。ぜひこれが本当にこども家庭センター中心にしながら軌道に乗っていくことを願っております。

それともう一点質問ですけれども、ショートステイ・トワイライトステイともに利用者数がぐっと増えていきます。これは先ほど山崎さんの方からご説明があったポピュレーションアプローチとか、ハイリスクアプローチのお陰ということもあるんですが、こども家庭センターが開設されたことが、市民にきちんと伝わって市民の方からのSOSや登録、利用に繋がるってということもあるのかどうか、ちょっと一点お聞かせいただければありがたいです。

(赤澤こども未来課こども家庭相談係長)

例えばトワイライトステイ事業ですと、母子世帯もこちらの対象者になり得るところで、ひとり親の家庭の困難さというところで、こちらに相談に来た際にトワイライトステイ事業の登録をして、実際に利用に繋がっているのかなと思います。

あとハイリスクアプローチの関係で、本当に困難を抱える家庭に対してこちらをご案内したときに、親御さんの方から困難が解消されたというような前向きな反応があり、それが継続利用に繋がっていると

いうところもあると思います。例えばいろいろな形で困難を抱えていると思うんですが、日々の育児の中で、数時間、1日ですとか、こどもと関わる時間を離すことによって虐待のリスクが軽減されるというところで利用する・したい、という声があります。市とすると、利用に限りがあるので、全てのご家庭にご案内はできないんですけども、虐待のリスクがあると思われる家庭を中心に勧めていって、一定の効果が得られているというような感覚ではあります。

(新海教育委員)

今の利用に制限があるということだったんですが、利用場所千曲市内で恵愛さんがあって、あとポラリスさんと大本願乳児院ですかねこれは長野市さんの方だと思うんですが、あの近隣市町村の利用もあって本当に利用者数が増えているっていうようなことなんですが、この利用場所について何かプラスアルファこれからしていく計画はありますか。

(山崎こども未来担当部長兼こども未来課長)

利用者数が増えていることから松代福祉寮のポラリスさんと去年から契約させていただいております。今後につきましても利用者数に応じて、利用場所の展開を考えて検討し、ネットワークを作りながら対応していけるような準備はしていきたいと考えております。

(3) その他(報告) 第二次千曲市教育振興基本計画に掲げた取組みについて

資料に基づき説明(小林教育総務課長)

指標:「児童生徒の学力や学習状況」について

基本目標Ⅰ I-1【教育】に関する成果指標となっております。「児童生徒の学力や学習状況」ということで国語、算数、数学の平均正答率は令和6年度につきましては国県と同程度までになりました。今年度の調査結果が7月中に国から戻ってきますので、それぞれの学校での分析、総合教育センターにおいて市全体の分析を行いまして2学期からの授業改善に繋げていき、また、市全体の情報共有ということで学力向上推進委員会を年3回行っておりますけれども、第2回のところで情報共有を図っていくということになります。

指標:「家で、自分で計画を立てて勉強している」について

こちらについては、令和6年度から全国学調の質問項目から外れました。

指標:「自分にはよいところがある」について

「自分にはよいところがある」という指標については、基準年度が令和3年度ですけれども令和6年度についてはそのパーセンテージを上回っているということで目標が達成されています。

指標:「将来の夢や目標を持っている」について

「将来の夢や目標を持っている」というところでこちらも小学校については基準年度を上回るという結果です。中学校については若干下回っているものの90%は超えていますので順調に進んできていると分析しています。

指標:「学校に行くのは楽しい」について

「学校行くのは楽しい」についても小学校では令和 4 年度、5 年度については目標基準年度を上回っていたんですけども、6 年度は小学校について少し下がったというところで、またその辺のところも分析をしながら各学校での取組みを進めていくということで考えております。

指標:「不登校児童生徒在籍比」について

「不登校児童生徒の在籍比」ですが、国や県と同様に過去最多を更新している状況で、減らしていくことはかなり難しくはなっていると認識しています。

指標:「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導を受けた割合」について

千曲市ではご承知のように教育支援センターが 5 ヶ所あり、国や県に比べればかなり相談指導に繋がっています。令和 5 年度からチャイルドサポーターを 2 名体制とし、家を主な居場所としている児童生徒に対してアウトリーチ、家庭訪問などを通じて保護者のケア、児童生徒への指導相談に繋げていきたいということで力を入れているところであります。

指標:「住んでいる地域の行事に参加している」について

「住んでいる地域の行事に参加している」はコロナ禍に行事自体がなかったことや、その後も行事が地域でも減ってきているということで令和 6 年度から項目が無くなりましたけれども、総合的な学習の時間等を通じて、地域との繋がりを深めていきたいと考えております。

また、全国学力・学習調査のやり方が今までの紙での調査から中学校の理科が 1 人 1 台端末を使った調査に変わり、設問も個々に違うということで、今後指標の設定が困難になることから指標のあり方についても検討していきたいと考えております。

質疑応答

(新海教育委員)

指標の「学校に行くのは楽しいか」という設問に対して、85%、88%という数値で目標達成であったり順調であったりというような評価になっていくと思うんですが、ただこの調査を受けたこともたちの中の 85%ってということで、調査を受けられなかったこともたち、例えば不登校で学校に登校できてないとか、そういうこともたちもいるわけですね。それから 85%は楽しい 88%は楽しいって言っているけれども、15%ぐらいの子たちはそうではないという感想を持っているってということで、そののところにどうやって私達の耳を傾けていくかっていうところが大事なのかなということを思っています。それは具体的に「何をしろ」ということを言えないんですけども、普段の学校生活の中で、先生との関係性やそういうところがどうなのかなというところをもう一度こういう数値で見返していただきたいなということを思っています。

それと指標の「不登校児童生徒が相談や指導を受けた割合」が 78.7 ということで、全国平均からは高いというお話がありましたけれども、私も地域で色々こういうことのボランティア活動をしていると本当に強く感じます。それは最初、保護者が相談の窓口や相談先を知らないからだって最初思ってい

たんですけども、ちょっと最近そうではなくて、やはり相談を受けた学校側が例えば担任の先生たちがど
ういう相談先に繋げていけばいいのか、この子の相談にどういう支援の場所をつけ加えていけばいい
のかということがわからないまま担任の先生が1人で抱えているというようなケースがあるような気がし
ます。

そういったことも含めて、学校の校長先生、教頭先生や相談窓口にあたる先生方だけが周知してい
るのではなくて、学校現場にいる先生方にどうい相談ができていくのかということを知っていただいて、
保護者の方、こどもとの相談にあたっていただきたいなということをお願いしています。

(小林教育総務課長)

不登校対応については、学校には担任1人で抱え込まないように指示しておりますし、チームで対応
するという事で教頭先生、校長先生も関わりながら、学校全体でケース会議を開きながら進めており
まして、相談の繋ぎ先がわからない場合は総合教育センターに教育相談室もありますし、また、教育総
務課にも指導主事もあります。生徒指導、不登校対応につきましては、年3回生徒指導委員会を行い
各校の情報共有を進め、講師を招いての研修など進めております。

(小川市長)

会議事項2番目でこども家庭センターの取組みについて報告がありましたけれども、こども家庭セン
ターのフローフローチャートの図を先生にもしっかりと理解・周知していただくように私の立場からもお
願いしたいと思います。すごくよくできてきていると思いますので、より多くの市民の方にも理解してい
ただけるように広報していければと考えています。

(吉味教育委員)

最初のポリネコの件で、屋代中学校で3つの提案が出たと思うんですけど、自動販売機の設置は実
際可能なんでしょうか。

(鎌田秘書広報課主幹兼行政マネジメント係長)

これからなるんですけども、設置ができるかどうかということであれば、設置は可能だと思いま
す。けれども、子どもたちにどう使ってもらうかというところの考えをまとめていかないといけない。防災と
避難所になっているので、そのために設置しますということであれば市内の方で合意が取れればで
きると思うんですけど、学校で使うかどうかは非常にハードルが高いところで、それについて意見を出し
てもらってかなければいけないと思っています。

(吉味教育委員)

ありがとうございます。これ、校長懇談会で、この話が出ていて、他の校則に関わることは学校で何
とかなるが、自販機に関してだけは、校長先生も「もう俺何もできねえ」となっている。こういう意見は
多分子どもなのでいろいろ出てくると思うんですけども、いいことだと思います。けれども、現場の学
校の先生たちの少し負担にならないような感じで運用してもらえればと思います。ありがとうございます。

(鎌田秘書広報課主幹兼行政マネジメント係長)

はい、承知しました。

4. 閉会